

公園の禁煙化に関する基本的な考え方（素案）に対するご意見の概要と区の考え方

1 意見募集の概要

(1) 意見募集の内容

保育園の代替園庭になっている公園等 16 公園を平成 30 年 4 月 1 日から生活環境条例第 21 条に規定する路上禁煙地区に指定することなどの区の考え方への意見を募集

(2) 意見募集期間

平成 29 年 12 月 5 日（火）～25 日（月）の 21 日間

(3) 意見募集の方法

広報ちよだ（平成 29 年 12 月 5 日号）掲載の意見欄又は任意の様式に意見を記載の上、郵送、FAX、電子メール又は直接担当課窓口（各出張所窓口を含む。）に提出

2 意見募集結果の概要

(1) 意見の総数 78 件

(2) 意見の提出方法の内訳

	郵送	FAX	電子メール	持参
件数	42 件	2 件	13 件	21 件

(3) 意見提出者の内訳

	在住者	在勤者	在学者	その他利害関係者	不明
件数	52 件	11 件	0 件	12 件	3 件

(4) 素案への賛否

	賛成	反対	その他
件数	50 件	26 件	2 件

※ご意見の内容を踏まえ、趣旨に賛同していると読み取れるものは賛成に計上しています。

(5) 意見別意見提出者の割合（端数処理により、合計が 100 にならない場合があります。）

	在住者	在勤者	在学者	その他利害関係者	不明
賛成	96% (48 件)	4% (2 件)	0% (0 件)	0% (0 件)	0% (0 件)
反対	7.7% (2 件)	34.6% (9 件)	0% (0 件)	46.2% (12 件)	11.5% (3 件)
その他	100% (2 件)	0% (0 件)	0% (0 件)	0% (0 件)	0% (0 件)

(6) 意見提出者別意見の割合（端数処理により、合計が 100 にならない場合があります。）

	在住者	在勤者	在学者	その他利害関係者	不明
賛成	92.3% (48 件)	18.2% (2 件)	0% (0 件)	0% (0 件)	0% (0 件)
反対	3.8% (2 件)	81.8% (9 件)	0% (0 件)	100% (12 件)	100% (3 件)
その他	3.8% (2 件)	0% (0 件)	0% (0 件)	0% (0 件)	0% (0 件)

3 主な意見と区の考え方

公園の禁煙化に賛成する意見、素案に加え更に禁煙化を要望する意見、規制を強化する意見等を賛成意見に、公園の禁煙化に反対する意見、その他の手法による問題解決を提案する意見等を反対意見にそれぞれ振り分けています。

(1) 主な賛成意見

意見内容が同種のものなどをまとめています。1人の方が複数の趣旨のご意見を提出している場合、それぞれを1件として換算しているため、合計数は賛成件数と一致しません。

	意見の要旨	主な意見	件数	区の回答
1	神保町愛全公園の禁煙化	(1) 一部の公園を禁煙にすれば、禁煙化されない公園に喫煙者が集中する。公園内、旧高齢者センター、公園周辺又は公衆トイレを改装し、2階に密閉型喫煙所を整備し、喫煙所以外は禁煙としてほしい。	9件	引き続き屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに民間活力を活用した対応策を検討し、区内に喫煙所の整備を進めてまいります。
		(2) 神保町愛全公園の近くには神保町保育園があるが、現在の状況ではとても利用できない。禁煙化し、かつての神保町愛全公園の様に子どもたちが遊べるよう禁煙化し、遊具等を整備してほしい。	6件	多くの方が利用できるよう、ご意見も踏まえ早期に対応を検討してまいります。
		(3) 公園全体が喫煙所となっているにもかかわらず禁煙化公園に入っていない。煙がひどく、受動喫煙や周囲の生活環境にも問題だ。禁煙化してほしい。	4件	保育園の代替園庭になっている公園などを優先的に禁煙化し、その他の公園につきましては、個々の喫煙状況により禁煙化を進める公園に準じて取り組むこととしています。 一方で、区でも神保町愛全公園の喫煙状況については把握しており、公園周辺の環境への影響も考慮した対策が必要だと考えています。 ご意見も踏まえ、早期に対応

	意見の要旨	主な意見	件数	区の回答
				を検討してまいります。
		(4) 近くに保育園、小学校があり子どもたちが通るし、ラジ体操やイベント開催時に子どもたちも公園を利用する。禁煙化してほしい。	3件	多くの方が利用しやすい公園環境の整備について、ご意見も踏まえ早期に対応を検討してまいります。
		(5) 出張区長室の際、石川区長は「神保町愛全公園も禁煙化対策の計画の中に入っている。高齢者センター建て替えを機に全面禁煙にする。」と明言されました。今回の禁煙化を進める公園のリストにすら入っていないことに到底納得できない。すべての公園の禁煙化が一日も早く実現するよう要望する。	1件	今回素案でお示した 16 公園は平成 30 年 4 月 1 日から禁煙化する公園です。 今後、各公園の喫煙状況や今回のご意見も踏まえ、早期に対応を検討してまいります。
		(6) 公園周辺の事業所に喫煙室を設けるよう要望してほしい。	1件	現在健康増進法の改正が予定されていることから、事業所等での屋内禁煙に係る規制内容等を把握した上で、可能な範囲での整備を求めてまいります。
		(7) 屋内喫煙所設置に税金を使うのはおかしい。たばこを危険薬物に指定して警察に取り締まってほしい。区職員は全員禁煙にして見本をしめしなさい。	1件	区では、喫煙者と非喫煙者の共生を目指し、引き続き屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに民間活力を活用した対応策を検討し、区内に喫煙所の整備を進めてまいります。

	意見の要旨	主な意見	件数	区の回答
2	練成公園の喫煙所撤去	公園は子どもが利用する場所。子どもたちへの受動喫煙防止のため喫煙所を撤去してほしい。	19 件	今回は、保育園の代替園庭になっている公園などを優先的に禁煙化し、その他の公園につきましては、個々の喫煙状況により禁煙化を進める公園に準じて取り組むこととしています。 今後、ご意見も踏まえ早期に対応を検討してまいります。
3	その他の公園等の禁煙化	麴町こどもの広場、千鳥ヶ淵緑道、清水谷公園や子どもから大人まで利用する公園は禁煙化してほしい。	2 件	今回は、保育園の代替園庭になっている公園などを優先的に禁煙化し、その他の公園につきましては、個々の喫煙状況により禁煙化を進める公園に準じて取り組むこととしています。 今後、ご意見も踏まえ早期に対応を検討してまいります。
4	公園の禁煙化に伴う区内全体の喫煙対策	喫煙の目立つ場所だけでなく、脇道や裏路地などの喫煙も対策してほしい。 罰則ありにもかかわらず見回りが少ないので強化してほしい。	2 件	現在も生活環境改善指導員を中心とする区の職員が毎日区内を巡回し、対応に当たっています。 今後も周知物の整備や巡回を通じて周知を図るとともに、屋内喫煙所の整備を進めてまいります。

	意見の要旨	主な意見	件数	区の回答
5	喫煙所の整備	現在も路上喫煙する方を見かける。ただ規制するだけでなく、しっかりとした喫煙所を整備して、明確な区分けをし、禁煙公園には禁煙を示した看板を設置してほしい。	1 件	引き続き屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに民間活力を活用した対応策を検討し、区内に喫煙所の整備を進めてまいります。 また、禁煙化した公園につきましては、看板等により禁煙であることを明確に表示していく予定です。

(2) 主な反対意見

意見内容が同種のものなどをまとめています。1 人の方が複数の趣旨のご意見を提出している場合、それぞれを 1 件として換算しているため、合計数は反対件数と一致しません。

	意見の要旨	主な意見	件数	区の回答
1	分煙で対応	子どもだけでなく周囲への配慮が必要なことは当然のこと。公園の規模に合わせて分煙や子どものいる時間帯の禁煙化などを行い、喫煙者へのマナー啓発を行っていくことが重要。	7 件	公園内での分煙や子どもが利用する時間帯の禁煙については既に取り組んできたところです。しかしながら、公園に喫煙が集中したり、時間帯禁煙にもかかわらず喫煙されてしまったりするなど抜本的な解決には至りませんでした。 公園以外の場所での喫煙場所を確保するため、引き続き屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに民間活力を活用した対応策を検討し、区内に喫煙所の整備を進めてまいります。

	意見の要旨	主な意見	件数	区の回答
2	喫煙所を整備するべき	区内喫煙所 100 か所を掲げながら何ら手を打たず喫煙禁止場所を拡大するのは怠慢だ。 区には、たばこ税を原資に空き室を借りて喫煙所を設置する義務がある。 禁煙化をする前に平成 26 年の条例改正の際に議決された附帯決議をしっかりと守り、代替の喫煙所を確保することが必要。そのためにたばこ税を利用するべき。	6 件	引き続き屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに民間活力を活用した対応策を検討し、区内に喫煙所の整備を進めてまいります。 また、これらの喫煙所について区ホームページ等を活用し周知してまいります。
3	道路上への喫煙所の整備	公園の禁煙を進めるのであれば他区のように道路上に喫煙所を整備するべき。	4 件	区では、現時点で道路上に喫煙所を整備することは考えておりません。 引き続き屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに民間活力を活用した対応策を検討し、区内に喫煙所の整備を進めてまいります。
4	喫煙所撤去により路上喫煙ポイ捨てが増える懸念	公園が禁煙になったら他区のように路上喫煙やポイ捨てが横行するのでは。	3 件	引き続き屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに民間活力を活用した対応策を検討し、区内に喫煙所の整備を進めてまいります。

	意見の要旨	主な意見	件数	区の回答
5	喫煙場所の維持	マナーを守って喫煙しているのにこれ以上喫煙場所を減らされては困る。	3件	区では、ちよだみらいプロジェクトにおいて平成 36 年度までに区内 100 か所に喫煙所を整備することを目指しています。 引き続き屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに民間活力を活用した対応策を検討し、区内に喫煙所の整備を進めてまいります。
6	喫煙者の権利を迫害している	喫煙所が少ないため公園で喫煙する方は多くいる。公園は子どもだけのものでなく、今回の禁煙化は喫煙者の権利を迫害するものと感じる。	2件	区は、喫煙行為を認めないという立場ではありません。しかしながら、現在の公園の喫煙状況により、子どもが安心して遊ぶことができない状況があることも事実です。 権利は、他方の権利を侵害しないことで成り立っています。喫煙する権利に対し、煙を吸わされない権利も成り立ち、双方のバランスをとる必要があります。 区では、代替の喫煙所を確保できるよう、引き続き屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに民間活力を活用した対応策を検討し、区内に喫煙所の整備を進めてまいります。

	意見の要旨	主な意見	件数	区の回答
7	淡路公園の禁煙化に反対	淡路公園には子どもはほとんど来ていないため禁煙化する必要はない。	1 件	保育園の代替園庭になっている公園は、子どもが常態的に利用することが想定されるため、禁煙化の対象としています。
8	禁煙化公園の考え方について	保育園の中の禁煙化は理解できるが代替園庭については、反対。保育園等で定めたルート of 導線から外れた喫煙については問題ないのでは。	1 件	代替園庭は、施設内に園庭を設けることができない保育園、幼稚園等の園庭として公園を活用する制度です。したがって、代替園庭となっている公園での喫煙を子どもたちが避けることは非常に困難なため、禁煙化することとしました。
9	喫煙者と非喫煙者の共生に関する議論がない	屋内禁煙が議論されている中で屋外も規制するということで、吸う人と吸わない人のすみ分けに関する議論がない。	1 件	区では、喫煙者と非喫煙者の共生を目指し、平成 36 年度までに区内 100 か所に喫煙所を設置することを目指しています。 公園以外の場所での喫煙場所を確保するため、引き続き屋内喫煙所設置助成制度を促進するとともに民間活力を活用した対応策を検討し、区内に喫煙所の整備を進めてまいります。

4 特に要望のあった公園等

(1) 禁煙化

	公園等名	所在地	意見提出者数
1	神保町愛全公園	千代田区神田神保町二丁目 20 番地 3	25 人
2	麴町こどもの広場	千代田区麴町六丁目 2 番地先	1 人
3	千鳥ヶ淵緑道	千代田区麴町一丁目 2 番地一番町 2 番地	1 人
4	清水谷公園	千代田区紀尾井町 2 番 1 号	1 人

(2) 喫煙所撤去

	公園等名	所在地	意見提出者数
1	練成公園	千代田区外神田六丁目 11 番 19 号	19 人

(3) 非禁煙化

	公園等名	所在地	意見提出者数
1	淡路公園	千代田区神田淡路町二丁目 107 番	1 人
2	佐久間公園	千代田区神田佐久間町三丁目 21 番地	1 人
3	和泉公園	千代田区神田和泉町 1 番地 300	2 人
4	俎橋児童遊園	千代田区九段北一丁目 1 番 1 号	1 人

※ただし、2～4の公園については、意見の中に特定の公園等が記載されていたものを抽出したものであり、意見の趣旨は、公園の禁煙化に反対するものです。